

(目的)

第1条 この条例は、岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)に定める基本理念にのっとり、暴力団の利益になると認められる公共施設の使用を制限することにより、本市における住民の安全及び安心の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する団体をいう。

2 この条例において「公共施設」とは、別表に掲げる条例に基づき設置された施設で、規則及び教育委員会規則で定めるものをいう。

(使用の規制)

第3条 市長、教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「管理者等」という。)は、公共施設の使用が暴力団の利益になると認めるときは、その使用を許可しないものとする。

2 管理者等は、公共施設の使用が暴力団の利益になると認めるときは、既になされた公共施設の使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

3 前2項に規定する公共施設の使用が暴力団の利益になると認めるときとは、名目上のいかんを問わず、次に掲げる場合をいう。

- (1) 暴力団が財産を形成し、又は組織の活動資金を得るための興行に公共施設を使用する場合
- (2) 暴力団の威力を誇示し、又は暴力団内部の秩序維持のために公共施設を使用する場合
- (3) 法に定める禁止行為を行う目的で公共施設を使用する場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、規則及び教育委員会規則で定める場合

(関係機関への支援要請)

第4条 市長及び教育委員会は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、関係機関に対し各種支援を求めることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に行われる公共施設の使用許可申請に係るものから適用する。

附 則(平成23年市条例第3号)

この条例は、平成23年4月28日から施行する。

附 則(平成24年市条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年市条例第41号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、別表に岡山市軽費老人ホーム条例(昭和54年市条例第33号)の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年市条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年市条例第15号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年市条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年市条例第4号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、別表に岡山市環境学習センター「めだかの学校」条例(平成18年市条例第140号)の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年市条例第5号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表岡山市瀬戸町健康福祉の館条例(平成18年市条例第108号)の項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年市条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
 附 則(平成28年市条例第2号)
 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表岡山市足守プラザ条例(平成9年市条例第45号)の項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。
 附 則(平成29年市条例第1号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則(平成30年市条例第1号)
 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
 附 則(令和2年市条例第47号)抄
 (施行期日)
- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
 附 則(令和3年市条例第1号)
 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は岡山市営火葬場条例の一部を改正する条例(令和2年市条例第45号)の施行の日から、第3条の規定は岡山芸術創造劇場条例(令和2年市条例第51号)の施行の日から施行する。
 附 則(令和5年市条例第1号)
 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
 附 則(令和5年市条例第2号)抄
 (施行期日)
- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
 別表(第2条関係)

<u>岡山市立公民館条例(昭和27年市条例第58号)</u>
<u>岡山市公園条例(昭和35年市条例第11号)</u>
<u>岡山市営火葬場条例(昭和39年市条例第37号)</u>
<u>岡山城天守閣条例(昭和41年市条例第47号)</u>
<u>岡山市立老人憩の家条例(昭和46年市条例第16号)</u>
<u>岡山市近水園条例(昭和46年市条例第86号)</u>
<u>岡山市立少年自然の家条例(昭和48年市条例第26号)</u>
<u>旧足守藩侍屋敷遺構条例(昭和50年市条例第19号)</u>
<u>岡山市コミュニティハウス条例(昭和50年市条例第63号)</u>
<u>岡山市勤労者福祉センター条例(昭和51年市条例第53号)</u>
<u>岡山市立オリエント美術館条例(昭和53年市条例第46号)</u>
<u>岡山市軽費老人ホーム条例(昭和54年市条例第33号)</u>
<u>岡山市三軒屋ふれあい会館条例(平成元年市条例第5号)</u>
<u>岡山シンフォニーホール条例(平成3年市条例第15号)</u>
<u>西川アイプラザ条例(平成4年市条例第28号)</u>
<u>岡山市ふれあいセンター条例(平成5年市条例第5号)</u>
<u>岡山市社会体育施設条例(平成7年市条例第17号)</u>
<u>岡山市足守プラザ条例(平成9年市条例第45号)</u>
<u>岡山市神崎緑地プラザ条例(平成10年市条例第21号)</u>
<u>旧旭東幼稚園園舎条例(平成10年市条例第50号)</u>
<u>岡山市立犬島自然の家条例(平成10年市条例第51号)</u>
<u>岡山市男女共同参画社会推進センター条例(平成12年市条例第35号)</u>
<u>岡山コンベンションセンター条例(平成12年市条例第114号)</u>
<u>岡山市東部リユースぶらざ条例(平成13年市条例第16号)</u>
<u>岡山市人権啓発センター条例(平成14年市条例第26号)</u>
<u>岡山市障害者体育センター条例(平成15年市条例第11号)</u>
<u>岡山市ふれあいプラザ条例(平成15年市条例第36号)</u>
<u>当新田健康増進施設設置条例(平成15年市条例第57号)</u>
<u>岡山市福祉交流プラザ条例(平成16年市条例第15号)</u>

<u>東部健康増進施設設置条例(平成16年市条例第35号)</u>
<u>岡山シティミュージアム条例(平成17年市条例第42号)</u>
<u>岡山市宇垣コミュニティセンター条例(平成17年市条例第44号)</u>
<u>岡山市御津老人福祉センター条例(平成17年市条例第65号)</u>
<u>岡山市民プール条例(平成17年市条例第100号)</u>
<u>岡山市地域活性化センター条例(平成18年市条例第90号)</u>
<u>岡山市建部町文化センター条例(平成18年市条例第91号)</u>
<u>岡山市建部町老人福祉センター条例(平成18年市条例第105号)</u>
<u>岡山市建部町在宅福祉サービスセンター条例(平成18年市条例第107号)</u>
<u>岡山市瀬戸町健康福祉の館条例(平成18年市条例第108号)</u>
<u>岡山市障害者生活支援センター条例(平成18年市条例第113号)</u>
<u>岡山市環境学習センター「めだかの学校」条例(平成18年市条例第140号)</u>
<u>岡山市御津ふれあいプラザ条例(平成21年市条例第47号)</u>
<u>岡山市灘崎文化センター条例(平成21年市条例第48号)</u>
<u>岡山市ウェルポートなださき条例(平成21年市条例第50号)</u>
<u>岡山市かながわSAKAGURA条例(平成21年市条例第53号)</u>
<u>岡山市サウスヴィレッジ条例(平成22年市条例第49号)</u>
<u>岡山市西部リユースぶらざ条例(平成26年市条例第48号)</u>
<u>岡山市たけべ八幡温泉条例(平成26年市条例第58号)</u>
<u>岡山市山上エコ交流館条例(平成27年市条例第67号)</u>
<u>岡山市造山古墳ビジターセンター条例(令和元年市条例第26号)</u>
<u>岡山芸術創造劇場条例(令和2年市条例第51号)</u>